

領事メルマガ（次回領事出張サービス(2022.08.06)他について）4月26号

【ポイント】

<<今号の内容>>

- 1 次回領事出張サービスは、2022年8月6日(土)、チューリッヒ日本人学校
- 2 在外選挙人名簿登録はお済みですか？
- 3 出生届の留意事項について
- 4 5月の休館日は、5月26日(木)

在留邦人の皆様

(領事メルマガ登録のみなさまにお送りしております)

【本文】

1 次回領事出張サービス

2022年8月6日(土) 10:00-12:00, 13:00-15:00 (実施時間は変更する場合があります)、チューリッヒ日本人学校にて開催いたします。出張サービスの申し込み受付は2022年7月21日(木)大使館必着です。申し込み期限をお間違えないようお願いいたします。

詳しくはこちらをご覧ください。

https://www.ch.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryojisvc.html

2 2022年は、参議院議員通常選挙が実施されます

海外からの投票には、事前に在外選挙人名簿登録が必要です。登録には3ヶ月程度かかる場合があります。登録申請手続きは大使館領事窓口で受け付けています。

詳しくはこちらをご覧ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

3 出生届の留意事項について

お子様がお生まれになりましたら、出生の日から3ヶ月以内に大使館へ出生届をご提出ください。

お子様の出生手続きをスイスの役場でされても、自動的に日本の戸籍にお子様の出生は記載されません。日本の戸籍にお子様出生の記載をするためには、日本国内と同様に出生の届け出をしていただく必要があります。届け出先は、日本大使館又は本籍地役場になります。

お子様のご両親に外国籍があり、出生により外国の国籍をも取得した場合（いいかえれば、出生により日本と外国の重国籍となる場合）は、3ヶ月以内に出生届とともに

に日本の国籍を留保する意思を表示（出生届の「日本国籍を留保する」欄に署名する）しなければ、出生の日にさかのぼって、日本国籍を失うこととなりますので、注意して下さい（（例）4月20日にお生まれになった場合は7月19日までに届け出る必要があります）。

スイスの役場への出生届手続きに時間がかかる場合もありますが、日本国籍留保は、必ず、3ヶ月以内に届け出を提出する必要がありますので、まずは、大使館へご相談ください。

4 5月の休館日

5月26日（木）昇天祭

その他の平日は通常通り開館し、領事窓口は午前9時～11時30分まで、午後2時～4時30分までとなっており、予約制を継続しています。

【配信の希望及び解除】

メールマガジンの配信、解除又はメールアドレスの変更を希望の方は、[こちら](https://www.maiImz.emb-japan.go.jp/maiImz/menu?emb=ch)（<https://www.maiImz.emb-japan.go.jp/maiImz/menu?emb=ch>）から手続きをお願いいたします。（転出届を出された方へも、解除しない限り配信されます。）

在スイス日本国大使館

領事班

Embassy of Japan

Consular Section

Postfach 3000 Bern 9

Tel. 031 300 2222

Fax 031 300 2256

consularsection@br.mofa.go.jp

https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

<https://www.facebook.com/JapaneseEmbassyBern>